

**貸借対照表**

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,050,560</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>5,913,121</b>
現金及び預金	23,427	買掛金	1,234,721
受取手形	2,171	リース債務	26,939
売掛金	1,298,894	未払金	3,976,159
割賦債権	5,524	未払費用	353,908
リース投資資産	5,070,886	未払法人税等	115,975
商 品	36,065	未払消費税等	103,275
貯 蔵 品	14,255	前受金	34,217
前払費用	276,400	預り金	35,379
預 け 金	1,327,772	整備原価引当金	28,861
未収入金	982,067	その他の他	3,683
貸倒引当金	△ 9,000	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,135,594</b>
その他の他	22,093	リース債務	39,803
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,413,643</b>	退職給付引当金	845,409
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>11,341,764</b>	役員退職慰労引当金	6,600
賃貸資産	10,842,920	資産除去債務	26,978
建 物	47,039	預り保証金	1,636
構 築 物	12,538	長期未払金	7,215,167
機 械 及 び 装 置	37,023	<b>負 債 合 計</b>	<b>14,048,715</b>
車 両 運 搬 具	0		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	6,568	<b>【純資産の部】</b>	
土 地	349,827	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,415,488</b>
リース資産	45,847	<b>資 本 金</b>	<b>100,000</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>296,035</b>	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>207,223</b>
ソフトウェア	56,900	その他資本剰余金	207,223
借 地 権	98,070	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,108,264</b>
無形リース資産	17,138	利益準備金	25,000
建設仮勘定	123,524	その他利益剰余金	7,083,264
その他の他	401	固定資産圧縮積立金	149,503
<b>投資その他の資産</b>	<b>775,844</b>	別途積立金	6,326,000
差入保証金	134,251	繰越利益剰余金	607,761
長期前払費用	147,535	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,415,488</b>
前払年金費用	179,874	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>21,464,204</b>
繰延税金資産	310,528		
その他の他	3,655		
<b>資 産 合 計</b>	<b>21,464,204</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔 自 2025年 4月 1日  
至 2026年 3月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,684,161
売 上 原 価		12,060,640
売 上 総 利 益		1,623,521
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		729,790
営 業 利 益		893,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,318	
車 両 売 却 金	3,287	
有 価 物 売 却 金	1,310	
原 子 力 立 地 給 付 金	246	
障 が い 者 雇 用 調 整 金	258	
被 車 両 事 故 保 険 金	459	
そ の 他	526	8,406
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	127,344	
事 務 所 移 転 関 連 費 用	7,650	
そ の 他	3,449	138,445
経 常 利 益		763,691
特 別 利 益		
株 式 報 酬 受 入 益	14,917	14,917
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,994	
リ ー ス 債 務 解 約 損	860	2,855
税 引 前 当 期 純 利 益		775,753
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	202,848	
法 人 税 等 調 整 額	28,542	231,391
当 期 純 利 益		544,362

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) たな卸資産

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 賃貸資産

見積賃貸期間を償却年数とし、見積賃貸期間終了時に見込まれる賃貸資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額で償却する方法によっております。

#### (2) 有形固定資産(賃貸資産、リース資産を除く)

定額法を採用しております。

#### (3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 整備原価引当金

メンテナンスリース車両にかかる定期修繕費用(車検費用、特定自主検査費用)の支出に備えるため設定しており、前回の定期修繕の翌月から当期末までの期間に対応する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した額を超過するため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社は、車両販売リース、車両整備、SSCV、ドライバーサービス、ファシリティサービス及び福利サービス事業を行っており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識するとともに、当該契約の下で顧客へ移転することを約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しています。取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいた対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社では取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有しておりませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行います。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

**(収益認識に関する注記)**

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準 (1) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準、(2) オペレーティング・リース取引に係る収益の計上基準」に記載しております。

なお、会社計算規則第115条の2第1項に従い、「収益の分解情報」及び「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の記載は省略しています。